

改 正 後

改 正 前

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(新設)

(平成 年分)

氏名 _____

中 小 企 業 者 の 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	試験研究費の額	①	比較試験研究費の額等の明細			
	試験研究費の総額に係る税額控除限度額 ($① \times \frac{12}{100}$)	②	年分	試験研究費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改定試験研究費の額 (⑬ + ⑭)
	比較試験研究費の額 (①の計) ÷ 前3年以内の各年分の数	③	⑮	⑯	⑰	⑱
	試験研究費の増加額 (① - ③)	④	前3年以内の各年分	円	$\frac{12}{\text{---}}$	円
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 ($④ \times \frac{5}{100}$)	⑤	平成 年分		$\frac{12}{\text{---}}$	
	中小企業者税額控除限度額 (② + ⑤)	⑥	平成 年分		$\frac{12}{\text{---}}$	
	事業所得に係る税額	⑦	計			
	税額基準額 ($⑦ \times \frac{20}{100}$)	⑧	基準試験研究費の額 (前年、前々年の⑱の金額のうち最も多い金額)		⑲	
	本年特別控除額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨	繰越税額控除の計算に関する明細			
	差引本年税額基準残額 (⑧ - ⑨)	⑩	前年超過要件に係る試験研究費の額の計算	本年分	前年分	
	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑩)	⑪		A	B	
	本年控除額 (⑩と⑪のうち少ない金額) (⑫の金額) ≤ (⑬の金額) の場合は0)	⑫	試験研究費の額	円	円	
	所得税額の特別控除 (⑨ + ⑫)	⑬	開発研究用設備の償却費	⑳		
			普通償却費	㉑		
			特別償却実施額 (㉑ - ㉒)	㉒		
			差引試験研究費の額 (⑲又は(⑲ - ㉒))	㉓		
			$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	㉔		$\frac{12}{\text{---}}$
			改定差引試験研究費の額 (㉓ × ㉔)	㉕		円
			前年繰越額又は本年控除限度額	本年控除額	翌年繰越額 (㉖ - ㉗)	
			平成 年分 (前年分)	円 ㉖	円	㉗
			本年分	⑬	⑭	円
			合計			

改 正 後

改 正 前

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(新設)

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、措法第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\frac{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

総所得金額

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄付金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 3)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「⑩」欄の分母には、「⑭」欄の各年の事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。

- (4) 「⑳」欄には、研究開発用設備について所得税法第 49 条第 1 項の規定により計算した償却費の額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条、平成 18 年所法等改正法附則第 79 条